

明海大学大学院歯学研究科歯学専攻学位（博士）論文評価基準

明海大学大学院歯学研究科歯学専攻における学位論文の審査（以下「論文審査」という。）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の基準により評価する。

1. 学位論文の要件

審査の対象となる学位論文は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 未発表論文

原著論文形式（日本語または英語）で、単著であること

(2) 既発表論文

申請に用いる論文が共著の場合は、学位申請者が筆頭著者であり、申請者の担当部分が論文の核心をなしていることが明確であること。共著者全員の承諾書を必要とする。

(3) テーコス論文

2編以上の既発表論文にそれ以降の未発表論文をまとめて1編とし、単著（日本語または英語）として申請するもの。既発表論文のうち少なくとも1編は申請者が筆頭著者であること。筆頭著者以外の全員の承諾書を必要とする。

2. 審査体制

- (1) 論文審査は、明海大学学位規程第15条第1項及び第2項に基づき、主査1名及び副査2名以上からなる審査委員会において行うものとする。この場合において、申請者の指導教授は、主査になることができない。
- (2) 前号によるもののほか、論文審査に当たっては、研究指導担当教員相当の資格を有する学外者1名により当該論文の査読を行うものとする。

3. 評価項目

- (1) 研究倫理を十分理解し、遵守されている。
- (2) 研究の目的及び背景が明確に記述されている。
- (3) 研究内容に、新規性、創造性及び発展性を有している。
- (4) 適切に文献が引用されている。
- (5) 得られた研究データや結果を正しく評価し、十分な考察がなされている。
- (6) 得られた結果から、今後の展望が明確になっている。

附 則

この基準は、2023年4月1日から施行する。

附 則（2024年9月28日一部改正）

この基準は、2024年9月28日から施行する。